

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都港区芝一丁目15番14号

氏名 日本メディカル・ウェイト・マネジメント株式会社  
代表取締役 金原 暁治

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成30年 3月12日

許可の有効年月日 令和 7年 3月11日

## 1 事業の範囲

(1) 業の区分: 収集・運搬(積替え保管を含む。)

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

① 廃油 (揮発油類、灯油類、軽油類)

② 廃酸 (pH2.0以下のもの)

③ 廃アルカリ (pH12.5以上のもの)

④ 感染性産業廃棄物

⑤ 特定有害産業廃棄物 (裏面別表1のとおり)

ア. 金属等を含む廃棄物

(以上5種類)

(3) 積替え保管できる特別管理産業廃棄物の種類

① 廃酸 (pH2.0以下のもの)

② 廃アルカリ (pH12.5以上のもの)

③ 感染性産業廃棄物

④ 特定有害産業廃棄物 (金属等を含む廃棄物、裏面別表2のとおり)

(以上4種類)

## 2 積替え保管施設

施設住所: 東京都大田区東糞谷四丁目3番15号

積替え保管面積: 330㎡

最大保管高さ: 1.7m

産業廃棄物の種類	保管量	
廃酸 (pH2.0以下のもの)	ポリ容器12本	: 0.24㎡
廃アルカリ (pH12.5以上のもの)	ポリ容器12本	: 0.24㎡
特定有害産業廃棄物	ポリ容器12本	: 0.24㎡
感染性産業廃棄物	カーゴ大10台	: 20.0㎡
	カーゴ小 3台	
	コンテナ 1台	: 8.5㎡
合計保管量		: 29.22㎡

許可証確認用

複写及び他の使用目的は無効です

## 3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入・搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成 5年 3月 12日 新規許可

平成30年 3月 12日 更新許可 第 5 回

## 5 積替え許可の有無 無

## 6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

認定番号: 4-18-B0051S

(認定は感染性産業廃棄物)



産廃エキスパート

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。



東京都



(裏面)

別表1 特別管理産業廃棄物の種類：金属等を含む廃棄物

有害物質名	限定内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
		アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二ジクロロエタン	一・一ジクロロエチレン	シス-一・二ジクロロエチレン	一・一・一トリクロロエタン	一・一・二トリクロロエタン	一・二・二トリクロロエタン	一・三ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四ジオキサン	ダイオキシン類
燃え殻				-	-		-																		-			
汚泥		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
廃油											○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○		
廃酸		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
廃アルカリ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
銹さい		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ばいじん		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定下水汚泥																												

別表2 積替え保管できる特別管理産業廃棄物の種類：金属等を含む廃棄物

有害物質名	限定内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
		アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二ジクロロエタン	一・一ジクロロエチレン	シス-一・二ジクロロエチレン	一・一・一トリクロロエタン	一・一・二トリクロロエタン	一・二・二トリクロロエタン	一・三ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四ジオキサン	ダイオキシン類
燃え殻																												-
汚泥		○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
廃油											○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○		
廃酸		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
廃アルカリ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
銹さい		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ばいじん		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定下水汚泥																												

〔備考〕 表中の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。(以下余白)